

堆肥生産・販売の届出をしていますか？

～肥料の品質の確保等に関する法律について～

(1) 特殊肥料生産、肥料販売の届出について

家畜ふん堆肥は「特殊肥料」です。生産・譲渡・販売する場合、「肥料の品質の確保等に関する法律」で、県への届出が義務付けられています。

(近年、無届出での肥料販売（フリマアプリ等）で書類送検される事例が発生しています)

届出先：千葉県農林総合研究センター 検査業務課

住所及び連絡先：266-0014 千葉市緑区大金沢町 941-1

Tel:043-291-1875 FAX:043-291-1876 Mail:koyashi@pref.chiba.lg.jp

- ・肥料を譲渡する場合（有償・無償共に）、届出が必要です。（全量自家消費の場合は不要）
- ・届出は手数料及び押印不要で、郵送・FAX・メールでの提出が可能です。
- ・届出内容に変更（代表者変更や法人化）や廃止があった場合、変更・廃止届の提出が必要です。
- ・届出をしたか不明な場合は、検査業務課までお問合せください。

(2) 特殊肥料の品質表示について

堆肥、動物の排せつ物を譲渡・販売するときには「表示票」を作成し、袋や容器に印刷・貼り付けるか、表示事項を記載した書面を渡す必要があります。

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示	
肥料の名称	豚ふん堆肥
肥料の種類	堆肥
届出をした都道府県	千葉県（第〇〇〇〇号）
表示者の氏名又は名称及び住所	千葉農業センター株式会社 千葉市緑区大膳野町808番地
正味重量	20キログラム
生産した年月	令和2年4月
原料（原料）	豚ふん、おがくず、もみがら
備考	生産に当たって使用された重量の大きい順である。
主成分の含有量等	
窒素全量	1.0%
りん酸全量	2.0%
加里全量	2.0%
銅全量	300mg/kg
亜鉛全量	900mg/kg
石灰全量	150g/kg
炭素窒素比	30

家畜ふん堆肥は「堆肥」と表示します。堆肥化していない資材（乾燥ふんなど）は「動物の排せつ物」と表示します。

生産業者届出が受理されると、届出番号が記載された届出書類が返送されるので、その番号を表示します。

生産業者届出書に記載した氏名・住所を表示します。

使用した原料を重量の大きい順に列記します。

堆肥の分析結果に基づいて表示します。
この内、銅全量、亜鉛全量、石灰全量、水分含有量は、場合によっては表示が必要となります。

フォントサイズ：8.0ポイント以上 フォント：指定なし
但し、6kg以下は適宜の大きさ、フォントサイズ制限なし

堆肥の成分が不明の場合は分析が必要です。千葉県農林総合研究センター検査業務課では有料での分析が可能です。また、堆肥利用促進ネットワークの登録にかかる分析は無料です。

届出書の様式、記入例や法律の概要、分析の依頼方法は検査業務課HPを参照ください。